

## ○岡山市私立特定教育・保育施設 A E D 設置促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 私立特定教育・保育施設を利用する子どもの突然の心停止の事態に対し、迅速かつ適切に救命処置を実施するため、私立特定教育・保育施設が A E D（自動体外式助細動器）の設置に取り組む場合、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の号に掲げる用語の意義は、次の号に定めるところによる。

(1) 私立特定教育・保育施設 本市内に設置される、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する施設であって、設置者が岡山市以外であるものをいう。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかとする。ただし、他の助成事業等により経費が賄われている場合、補助事業としない。

(1) 私立特定教育・保育施設が、A E D及び附帯品を購入し設置する事業  
(2) 私立特定教育・保育施設が、A E D及び附帯品をリース又はレンタル契約により設置する事業

### (補助事業者)

第4条 補助金の交付を受けることができるのは、私立特定教育・保育施設を運営するもの（以下「補助事業者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助事業者としない。

(1) 市税を滞納しているもの  
(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していないもの

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となるAEDは施設ごとに1台とし、補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、第3条各号の事業区分に応じて下記のとおりとする。

- (1) 第3条第1号に掲げる事業 AED本体及び附帯品購入に係る費用
- (2) 第3条第2号に掲げる事業 AED設置に必要なリース又はレンタル費用、その他維持管理に必要なメンテナンス実施にかかる費用及び消耗品の購入費用

(補助申請期間)

第6条 補助事業の申請期間は、第3条各号の事業区分に応じて次のとおりとする。

- (1) 第3条第1号に掲げる事業 施行日から平成29年度終了までの期間
- (2) 第3条第2号に掲げる事業 施行日から予算措置が講じられる年度終了までの期間につき毎年度ごと。ただし、初回申請は施行日から平成29年度終了までの期間に行うものとする。

(補助対象期間)

第7条 補助事業の適用対象期間は、第3条各号の事業区分に応じて次のとおりとする。

- (1) 第3条第1号に掲げる事業 前条第1号による申請があった年度終了までの期間
- (2) 第3条第2号に掲げる事業 前条第2号による申請があった事業の累計補助金額が、次条第2号に定める金額に到達する年度終了までの期間

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、第3条各号の事業区分に応じて次のとおりとする。

- (1) 第3条第1号に掲げる事業 補助申請期間中1施設1回限り 上限30万円
- (2) 第3条第2号に掲げる事業 補助対象期間中 上限30万円

(補助の要件)

第9条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次の各号の要件を満たさなければならぬ。

- (1) 緊急時にAEDを使用できるよう日常点検を実施し、消耗品の交換など適正な管理を実施すること。
- (2) 設置責任者を選任すること。

- (3) 救急救命講習等を受講し、AEDの使用方法を熟知した職員を配置すること。
- (4) 施設の近隣において救命処置が必要な事態が生じた場合は、AEDを無償で使用させるとともに、市ホームページで公表するためAED設置情報を提供すること。
- (5) 補助事業の適用期間前に既に購入し設置しているAEDを買い替える方法により補助事業を実施しようとする場合は、補助事業の対象となるAEDの設置日において既設のAEDの保証期間を経過していること。
- (6) 本市の補助事業であることに鑑み、本市内事業者又は代理店より購入、リース又はレンタルの方法により設置すること。なお、補助事業の適用期間前に既にAEDを設置している場合はその限りでない。

(補助金の交付申請)

第10条 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号の補助事業区分のうちいずれかを選択する旨の意向申出書（別紙様式）
- (2) 前条第2号に掲げる設置責任者及び同条第3号に掲げる職員に関する報告書（別紙様式）
- (3) 前条第4号に掲げる情報の提供に係る情報提供書の写し又は電子申請の方法による情報提供に係るフォームのプリントアウト書面
- (4) 前条第5号に係り、既設のAEDに関して設置概要がわかる書類（保証書等）の写し
- (5) 補助対象経費に係る支出の内容を証明する書類（契約書・見積書等）の写し
- (6) 対象AEDの形状、規格等が確認できるカタログ、仕様書等の写し
- (7) 対象AEDの設置位置が分かる位置図、施設平面図、及び設置状況が確認できる写真
- (8) 市税を滞納していないことを証明する書類

(着手届及び完了届の免除)

第11条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第12条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、補助対象

経費に係る領収書、又は納品書及び振込を証明する書類等、経費支出の事実を証する書類の写しとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 事業の全部又は一部を中止したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金を受けたとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年11月12日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

(経過規定)

2 補助申請の初年度においては、第9条第3号の規定に関わらず、救急救命講習等を受講することを予定する職員を配置することをもって第10条に規定する補助金の交付申請を行うことができる。その場合は第12条に規定する実績報告において、講習等を受講した内容を証明する書類の写しを添付すること。

(特定教育・保育施設への移行等)

3 岡山市私立幼稚園AED設置促進事業補助金（以下、「幼稚園AED補助要綱」とする。）により、補助事業を実施している補助事業者が、幼稚園AED補助要綱による補助期間中に、法第31条に定める確認を受け、法第27条に定める特定教育・保育施設になった場合においては、幼稚園AED補助要綱により補助された金額のうち既に補助を受けた部分を控除した残りの金額を上限として、当該補助事業において補助することができるものとする。なお、幼稚園AED補助要綱により補助を受けた幼稚園型認定こども園を運営する補助事業者が、幼稚園AED補助要綱による補助事業の申請次年度以降に補助の申請を行う場合においても、同様の取扱いができるものとする。

様式第1号（第10条関係）

岡山市長様

所在地

法人名

代表者

印

岡山市私立特定教育・保育施設AED設置促進事業補助金等交付申請書に添えて、下記のとおり  
申出及び報告を行います。

【第3条各号の補助事業区分のうちいずれかを選択する旨の意向申出書（第1号関係）】

- （第1号）AED及び附帯品を購入し設置する。
- （第2号）AED及び附帯品をリース又はレンタル契約により設置する。

※該当設置手法にチェックしてください。

【AED設置責任者及び講習を受けた職員に関する報告書（第2号関係）】

設置責任者 職氏名 \_\_\_\_\_

受講職員 職氏名 \_\_\_\_\_

※（講習を受けた職員について）救急救命講習、AEDの操作に関する研修を受けたことがわかる  
証書、書類等を添付してください。

【チェックリスト（第3号から第8号関係）】

- 市への情報の提供に係る情報提供書の写し又は情報提供に係るフォームのプリントアウト書面
- 既設AEDの買い替えをする場合、既設機器の設置概要がわかる書類（保証書等）の写し
- 補助対象経費に係る支出の内容を証明する書類（契約書・見積書等）の写し
- 対象AEDの形状、規格等が確認できるカタログ、仕様書等の写し
- 対象AEDの設置位置が分かる位置図、施設平面図、及び設置状況が確認できる写真
- 市税を滞納していないことを証明する書類

※添付した書類等にチェックしてください。